

花と緑のまつり 2015

もっと身近に花と緑を

花と緑にあふれる3日間。イベントも盛りだくさんです。ぜひ、ご来場ください。

- 日時 6月12日(金)～14日(日)、午前10時～午後4時
- 会場 総合体育館
- 内容 ▶見本庭園、サツキ、盆栽、山草、バラなどの展示▶花、植木即売▶各種講習会(＊)▶野だて(＊)▶緑化相談所▶花苗無料配布▶クイズ大会(＊)▶ステージイベント(＊)など
- 同時開催 フリーマーケット(＊)
- ＊…13日(土)と14日(日)に開催

講習会の受講者を募集

花と緑のまつり期間中に実施する講習会(有料)の受講者を募集します。

※事前の申し込みが必要です

①ハンギングバスケット教室

ハンギングバスケットを使った花の寄せ植えを行います。

- 日時 6月13日(土)、午前10時30分～11時30分

②木工教室

草花などを植えるプランターを作ります。

- 日時 6月13日(土)、午後1時～3時

①②共通

- 会場 総合体育館第1アリーナ
- 定員 20人(先着順)
- 受講料 1,000円(材料代)
- 申込開始日 5月20日(水)



▼昨年度の花と緑のまつりの様子

▲庭木やさつき、盆栽などに関する相談所も開かれます

【問い合わせ・講習会の申し込み】

本庁生活環境課(☎24-2111内線255・258)

子育てガイドブックを 作成・配布します

子育てに関する制度や事業、情報を皆さんにお知らせするために、ガイドブックを作成・配布します。ガイドブックには、妊娠や出産、子育てまで幅広い子育て支援に関する内容を掲載します。

掲載予定内容

妊娠期	妊婦健診、医療費助成など
出産・乳幼児期	出生届、予防接種など
教育・保育	幼稚園、保育所など
子育て支援	地域子育て支援センターなど
ひとり親支援	児童扶養手当、貸付制度など
発達支援	発達相談、親子教室など
障がい児支援	療育手帳、児童発達支援など
就学時期	学童クラブ、放課後子供教室
その他	相談機関、子育て関連施設など

■問い合わせ

教育委員会 こども課(☎45-1311内線345)

認可外等保育施設に通う子どもの 健康診断の費用を助成します

市内の認可外保育施設や事業所内保育所に入所する児童の健康管理の向上を図るため、健康診断の実施にかかる費用を助成します。

■対象経費

児童に対して行う健康診断、歯科健診にかかる費用

■助成額

児童1人当たり、受診1回につき2,000円を上限(年3回まで)

■問い合わせ

教育委員会 こども課(☎45-1311内線345)

※認可保育施設に加えて、全ての保育施設の入所児童の健康管理の向上のため、認可外保育施設などに対する助成制度を新たに設けるものです



子育て支援の取り組み

将来にわたって魅力あるまちにしていけるためには、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、保護者の皆さんが安心して子育てできる環境づくりが重要です。

市は、その実現を目指し、さまざまな事業を進めています。

ここでは、本年度実施する主な子育て支援の取り組みを紹介します。



就学前の児童の医療費を全額助成します

就学前の児童を対象とした「乳幼児医療費助成事業」について、8月1日から助成内容を拡充します。

■拡充内容

▷所得制限を撤廃します

お父さんが3歳以上の場合、保護者に一定以上の所得があると、医療費の助成を受けられませんでした。

この所得制限を撤廃し、3歳以上の場合でも所得にかかわらず医療費助成を受給できるようにします。

▷医療費を全額助成します

お父さんが3歳以上の場合、医療機関の窓口で支払った医療費から、医療機関ごとに1月500円を自己負担として差し引いた金額を助成していました。

この自己負担を撤廃し、8月1日以降の診療分から、医療費全額を助成します。

また、「ひとり親家庭医療費助成」「重度心身障

がい者医療費助成」を受給している就学前の児童についても、自己負担を撤廃し全額助成します。すでに医療費受給者証をお持ちの方は手続き不要で、10月の給付分(8月診療分)から自動的に適用されます。

■問い合わせ

本庁国保医療課(☎24-2111内線533・534)

現在、医療費助成を受給していない、または6月末までに受給資格を喪失する乳幼児は、乳幼児医療費受給者証の交付申請が必要です。6月初旬、対象となる世帯の保護者宛てに、申請書と返信用封筒を送付します。必要事項を記入の上、ご提出ください。



子どものインフルエンザ 予防接種費用の助成を拡充します

■拡充内容

就学前の子どもと、同一世帯に小学生が2人以上いる場合の2人目以降の児童の接種費用の助成額を、1回当たり1,000円から3,000円に拡充します。

■助成額

1回3,000円を上限に1人2回まで
※小学生1人目は昨年度と同様に1回1,000円が上限

■問い合わせ

健康づくり課(☎23-3121)

小学生以下の兄や姉が2人以上いる 園児の保育料を助成します

これまでの保育料の軽減措置に加え、自己負担額への助成を行います。複数の子どもが小学校や幼稚園、認可外保育施設などに通っている場合が対象です。

■対象者

小学生以下の兄や姉が2人以上いる園児

■助成額

保護者が年度中に支払った保育料の2分の1相当額

■問い合わせ

教育委員会 こども課(☎45-1311内線345)